

令和 6 年 10 月 1 日 制定（国自安第 80 号）

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課長
（公印省略）

登録貨物軽自動車安全管理者講習機関等に係る
登録免許税の納付要領

1. 目的

本要領は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定による登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録及び法第 58 条の 16 の規定による登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録に係る登録免許税の納付について、その手続等に関する要領を定めることを目的とする。

2. 課税事項及び課税額について実施にあたっての留意事項

課税事項と課税額は以下のとおりである。

課税事項		課税額
登録貨物軽自動車安全管理者講習機関	法第 58 条の 2（登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録）の登録。なお、更新の登録は除く。（登録免許税法別表第 1 第 125 号（六）関係）	1 件につき 90,000 円
登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関	法第 58 条の 16（登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録）の登録。なお、更新の登録は除く。（登録免許税法別表第 1 第 125 号（七）関係）	

3. 登録免許税の納付に係る手続

（1）納付方法及び納付完了報告

登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録に係る審査が完了した後、国土交通省物流・自動車局安全政策課から申請者に対し、「登録免許税納付通知書」が送付されるため、当該通知書に則り、日本銀行、同歳入代理店、郵便局又は東京国税局麹町税務署に備え置かれている「納付書・領収済通知書」により直接納付すること。

その後、「登録免許税納付通知書」の別添様式である「登録免許税領収証書届出書」に領収証書（原本）を貼付の上、以下の宛先に送付すること。

○国土交通省 物流・自動車局 安全政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第 3 号館 8 階
(TEL) 03-5253-8565

（２）納付期限

納付期限は、登録免許税法第 24 条（免許等の場合の納付の特例）を適用し、国土交通省物流・自動車局安全政策課から送付される「登録免許税納付通知書」に記載された決裁日より 1 ヶ月以内とする。なお、納付期限を過ぎた場合は、未納付として東京国税局麹町税務署長宛てに通知することとし、追徴金の加算が生じる旨、留意すること。

附則（令和 6 年 10 月 1 日 国自安第 80 号）

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

以上